

報告第 20 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
70	R6. 6. 27 令和6年 第2回足立区 議会定例会で 承認70号	東伊興小学校外壁改修その他工事 請負契約 [株式会社齋藤塗装店]	① 240, 020, 000		① R6. 12. 13	
	(処分日) R6. 11. 14 (契約変更日) R6. 11. 14		② 255, 541, 000 ③ 15, 521, 000	6. 47%	②	(1) プール、屋外防水仕様 の変更による増
71	R6. 6. 27 令和6年 第2回足立区 議会定例会で 承認71号	竹の塚中学校外壁改修その他工事 請負契約 [株式会社OKAPEN]	① 180, 400, 000		① R6. 12. 6	
	(処分日) R6. 11. 11 (契約変更日) R6. 11. 11		② 変更なし ③		② R7. 1. 31	(1) 追加工事に対応するた めの工期延長。